

官民競争入札等監理委員会  
入札監理小委員会  
第 24 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第24回 入札監理小委員会  
議事次第

日時：平成19年11月6日（火）18:06～19:57

場所：永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

1. 民間競争入札実施要項（案）の審議

- ・ 東京国際交流館プラザ平成（（独）日本学生支援機構）
- ・ 広島国際交流会館（（独）日本学生支援機構）
- ・ 在日外交官日本語研修（（独）国際交流基金）

2. その他

<出席者>

（委員）

榎谷主査、小林副主査、渡邊委員、佐藤専門委員

（文科省）

塩田高等教育局学生支援課長補佐

（（独）日本学生支援機構）

栗原政策企画部長、増子政策企画部総合計画課長、香川財務部次長、木村東京国際交流館事業部長、小山東京国際交流館事業部主幹、六車支部総括室長

（（独）国際交流基金）

榊原関西センター副所長、深野経理部会計課長、正野関西センター研修事業課長

（事務局）

中藤事務局長、櫻井参事官、熊埜御堂参事官、徳山企画官

榎谷主査 それでは、ただいまから第24回「入札監理小委員会」を開催したいと思います。

本日は、まず、日本学生支援機構所管の「プラザ平成会議施設等運営事業」及び「広島国際交流会館管理・運營業務」の実施要項（案）の審議を行いたいと思います。

また、新たに国際交流基金所管の「在日外交官日本語研修」の実施要項（案）の審議を開始することといたしたいと思います。

まず、プラザ平成及び広島国際交流会館の実施要項（案）の審議を行います。

本日は、日本学生支援機構政策企画部兼原部長に御出席いただいておりますので、実施要項（案）に対する意見募集の結果及びこれらの審議を踏まえ修正した事項について、短い時間でございますが、10分ぐらいで御説明いただきたいと思います。よろしく願います。

兼原部長 それではまず、お手元でございます資料A（委員限り）というものの、それと資料B、実施要項（案）の赤字が入ったものでございますけれども、両方併せて御説明しますが、まずこのたび実施要項（案）について意見募集を行いまして、意見が幾つか出てまいりましたので、その内容について簡単に御説明させていただきます。

増子課長 それでは御説明させていただきます。

資料A（委員限り）をご覧くださいと思います。

広島国際交流会館及びプラザ平成に係る民間競争入札実施要項素案につきまして、10月19日から11月2日の2週間にわたりまして、公表の上、意見募集を実施いたしました。この結果、本資料でございますように、計14の御質問、御意見をいただきましたので、その内容を配付させていただいております。

それでは、簡単に御紹介申し上げます。

まず広島国際交流会館でございますが、2件いただきました。

1つ目でございますけれども、「金品授受の禁止」について、館費を受領する場合の扱いでございます。2つ目につきましては「入居時の説明」を問うアンケートの表記方法についてでございます。

まず、前者につきましては、より明確に記載するという観点から、金品授受につきましては、館費等の授受については禁止から除くということに記載することで対応したいと考えております。それから、後者についてアンケートの「入居時の説明はいかがですか」というものでございますが、例えば入居費はどうかとか、あるいは会館規則というのはどうかといったこと自体を問うものではなくて、説明ぶりについて問うものであることを誤解なきよう記すことにしております。

それでは、2ページ目でございます。プラザ平成につきましては、12件いただいております。

まず、3につきましては、民間事業者は機構保有のホームページを活用し得るのかを問うものでございます。

4につきましては、自主事業の重要度について問うものでございます。

5につきましては、機構と一般利用者が重なった場合の扱いについて問うものでございます。

6については、経年劣化に伴う破損の扱いについてどうなのか問うものでございます。

7につきましては、支払い時期が四半期ごとであることについてでございます。

8については、会議施設特殊設備の中身について問うものでございます。

9でございますが、事業者がプラザ平成以外で行う事業の宣伝の可否についてでございます。

それから、10と11、似たような内容ではございますけれども、利用料金を平成19年度から改定していることに伴う実績等についてでございます。

12につきましては、顧客リストや内訳について問うものでございます。

13につきましては、減価償却費についてでございます。

そして、最後の14につきましては、研修宿泊室を実施範囲に含めることについて問うものでございます。

これらについて実施要項上修文することは特に予定はしてございませんが、主な質問の対応について申し上げたいと思います。

3番目の機構のホームページを活用し得るのかということにつきましては、機構のホームページを活用し得ること、ただし、民間事業者がホームページ立ち上げることを妨げるものではないということをお答えすることとしております。

それから、6でございますが、破損の取り扱いでございますけれども、経年劣化による破損につきましては、機構が負担をするという旨をお答えすることとしております。

それから、4ページ目の10と11のところでございますが、利用料金改定に伴う平成19年度の実績についてでございますが、入札説明会において説明するということと考えております。

具体的には、配付の「意見に対する考え方」の欄に書かれたような回答ぶりでお答えしたいと考えております。

乗原部長 それでは、引き続きまして実施要項(案)の修正箇所について、資料A - 、B - 、「委員限り」となった赤字修正バージョンで御説明させていただきます。これは、前回御提示させていただいたものところが変わったという説明をさせていただきたいと思っております。

まず、プラザ平成でございますが、7ページをお開きいただきたいと思います。6ページの下からでございますけれども、ここでは、プラザ平成の割引について記述しております。6ページの一番下に「c 国際交流割引(10%)」というのが出てまいりまして、これは、ここで10%と定めるとともに、後から質の確保のところパーセンテージをここまで確保してくださいとしておりますが、その中で、国際交流割引の定義づけが7ページの一番上から始まっております。原案では「営利を目的としないこと」というのを国際交流

事業の対象としておりましたけれども、それについては明確ではないのでどうかという御意見がございましたので、これについては一切削除させていただきまして、事業の内容で判断していこうということにしております。

次に、7ページの下の方でございますが、実際にお支払いする委託費の関係で、aとbが上がっております、aが基本額、そしてbが、議論となっております収入の増加分についてどう配分するかということでございます。前回までの案でございますけれども、この3,160万円を超えた分につきましては、7%という数字を最低ラインとして示しまして、それが増えるごとに点数を高めて加点要素としようということでございましたが、先生方の御議論から、それはちょっと民間業者にとって不安定要素を与えるのではないかという御議論がございまして、それは私どもそのとおりだと考えました。

ただ、なかなかいい割合を見つけることが難しく迷っておったんですけれども、いろいろ知恵を絞りまして、結局こう考えました。収入増加分をコストで案分しようかということを考えました。それで、ここにございますように75%というのを民間事業者に差し上げることにしたんですけれども、考え方としましては、3,160万円というのが私どものこれまで実施してきた経費でございますので、これである意味、民間事業者がこの事業をやっていただくというコストでございますが、一方で、我々、税金と土地借料というものを東京都に払っております、これは民間事業者に負担させず我々が負担するということは変わりございません。これをプラザ平成という建物の中で民間事業者にお貸しする部分を面積で割ってみました。そうしたところ、このコスト効果と土地借料の合計額が大体2,500万円という数字が出てまいりまして、したがって、事業をやっていただくコスト3,000万何がしと私どもが負担する2,000万何がしのコスト効果、これを割合に戻すと55対45になるというのが出てまいりましたので、では、この収入についてもそのコスト案分にしようかという考え方でございますが、この45そのままというちょっと高いかなというインセンティブの問題もございますので、では半分ちょっとということで、25は当方がいただくということで、75というのを民間事業者のある意味持ち分とさせていただいたというのが今回でございます。そういう意味で数字は決定させていただいて、では、なぜ75かというのは、今御説明したような考え方で整理させていただいております。

続きまして、11ページをお開きいただきたいと思っております。これは、6番のスケジュールは、大変申しわけございませんが、私どもの御説明が余りうまくなくてだんだん遅れてきてしまいまして、少し当初よりもスケジュールがちょっと後ろになっておりますので、御了解いただきたいと思っております。

プラザ平成、最後が13ページでございます。この真ん中ほどに、これは必須要項の1つでございますが、(ロ) b 広報活動というのがございますが、これは加点要素でも出てまいりんですけれども、この広報活動の中に期間の終了する4年目以降の広報部分もきちんと審査すべきではないかということでございますので、その旨を括弧書きで確認させていただいております。

以上がプラザ平成に関する修正点でございます。

乗原部長 続きまして、資料B - 広島国際交流会館の修正点でございます。これは、御説明するのは1点限りでございます。

13ページをお開きいただきたいと思います。11ページから13ページが点数について定まったところございまして、13ページの口というところで加点要素を示しております。この加点要素の中で、これまで御議論いただいた中で（イ）b責任者及び事務担当者の経歴ということで、前回までの案では、ある意味、常駐する責任者、事務担当者には、我々としましては、宿舎で働いたことのある者が配置されているか、また国際交流経験とか語学力の経験があるというあるスキルを問うていたわけでございますけれども、それだけに限らないので、これをもうちょっと一本化できないかということで、今言ったようなものを一応例示としては示す。ただ、あくまでもそれは例示で、このアンダーラインにございますけれども、「会館の管理運営にふさわしい経験・能力を備えた者を配置する」。その一つの履歴要素として職務経験なり国際交流の経験というもの、こういう整理をさせていただきます。

主な点は以上でございますが、これに伴って、例えば評価表が変わったり、点数が変わったりということがございますけれども、今回、これまでの御議論なりを踏まえて修正した点でございます。

以上です。

榎谷主査 ありがとうございます。今の御説明につきまして何か御意見ございましたらよろしくをお願いします。

これは、余計なことを聞くのかもしれませんが、今の意見への対応についての2ページ目ですが、プラザ平成の3番「新たなホームページを作成することを妨げるものではありません」ということは、これは機構のホームページの中に民間事業者で新たなホームページを作成できるという意味ですね。

増子課長 機構のホームページの修正などを民間事業者にやっていただく。

榎谷主査 裁量に任せることもあり得る、こういうことですね。

増子課長 はい。

乗原部長 それプラス、独自につくっても結構ですという、両方とも結構ですということです。

榎谷主査 機構のホームページに連携しているところですよ。そういうことですよ。

増子課長 はい。

小林副主査 この7番の支払い方法ですけれども、これっていうのはもうやむを得ないですか。御回答だと、「当事業の確実な遂行を担保できる財務能力を期待し」と書かれていますけれども、一般事業者としては、やはりこの問い合わせにあるように、後払いになってしまうと、その分の調達コストというのを考えると。だから、そうすると、4カ月後になってしまうとかなり厳しいということに、その分の金利を事業者のほうが負担し

なければいけないということになるので、これは改善の余地はなののでしょうか。当面は仕方がないとしても。

増子課長 まずはこれでやってみまして、また民間事業者の反応も見ながら考えていくことになるかと思います。

榎谷主査 よろしいですか。

それでは一応これで審議を終了したいと思います、ちょっと私のほうからコメントということで。

プラザ平成につきまして、サービスの質の設定とインセンティブについてということですが、サービスの質としての稼働率とか徴収料金の額及びインセンティブの基準については、料金改定前である平成18年度の実績をもとにしておりますので、当然新料金になってからの実績がないということからやむを得ないと思うけれども、次回以降の実施にあたっては、新料金のもとの実績をよく把握・分析していただいて、適切なサービスの質の設定とかインセンティブのあり方について御検討いただきたいということです。

2番目は委託費の減額について、ディスインセンティブの方につきましても、業績が一定の基準に達しない場合、委託費を減額する旨の規定を置くことについても、今回は見送ったわけですけれども、次回以降の実施にあたっては、新料金のもとでの実績をよく分析していただいて、委託費の減額規定を設けるといことも御検討いただきたいということです。

それから、広島国際交流会館につきまして、これはサービスの質の設定についてですけれども、サービスの質の指標というのが、アンケートにより測定した入居者の満足度だけになっておりますが、次回以降は、満足度以外の指標の設定とか、アンケート項目の工夫など、国際交流会館の位置づけが受託者の業務実績の評価に適切に反映されるようなものということとさらに検討いただきたいということです。

それから、民間事業者の創意工夫の発揮でございますが、施設管理にかかわる詳細な仕様の定めについては、審議の過程において一定程度の改善がなされたと考えておりますけれども、次回以降は、民間事業者が十分に創意工夫を發揮できるようにさらに検討していただきたいと思います。

また、ウェルカムパーティーとか会館祭、もちつきなど、国際交流に関する催事の企画業務については、今回、民間事業者の業務には含まれておりませんが、民間事業者の創意工夫の発揮という観点からは、次回以降は、業務範囲に含めていくことについてもできれば御検討いただきたいということです。

それから、共通事項でありますけれども、積極的な周知・広報と確実な事業の引き継ぎということで、多くの入札参加者を確保するために、業界団体とか経済団体などに対する積極的な周知・広報を実施していただきたい。落札者決定後は、速やかにかつ綿密な引き継ぎを実施するなど、落札業者が円滑に事業を実施できるよう、全面的なバックアップを機構のほうでしていただきたいと思っております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

衆原部長 わかりました。

佐藤専門委員 今さら気がついたというか、これまで出ていたのかどうか分からないですけれども、実施要項(案)の3ページ。

衆原部長 どちらでございますか。

佐藤専門委員 プラザ平成です。3ページの注2の記述ですけれども、これ、事業者が徴収した入場料とか施設料とか、これを一たん事業者が1カ月間預かって、それを1カ月ごとに機構に送金する、そういう仕組みですか。そうすると、これは実際に事業者が徴収した料金がその施設の利用にきちんと対応していて、その全額が機構に送金されているということはどのように確認する仕組みがあるのですか。

木村事業部長 報告も同時にさせていただきますので、それと照らし合わせをしながら、正確な収入になっているかどうかを計上しようと思っております。

佐藤専門委員 例えば、これが地方公共団体の発注案件だったら、私人による公金取扱制限みたいな感じで、例えば翌日の午後3時までに指定金融機関の口座に入金しなさいとか、1カ月も事業者にお金を持たせておくということは多分しないだろうと思うんですけども、機構の案件の場合には、こういうお取り扱いというのは通常なのですか。つまり、4カ月先でしたっけ、さっきの御指摘の、ずっとお金が入ってこないのに毎月毎月利用者から徴収したお金が目の前にあるという、制度として悪い考えを起ささないような立てつけがあるのかなと。そこをちょっと済みません、今これを読んでいてふと気になったものですから。

榎谷主査 悪いところはないかもわかりませんが、悪く考えようと思えば。

小林副主査 料金の収受というのはどういうふうになっているのですか。つまり、大会議室を利用したらかなりのお金がかかりますよね。

木村事業部長 請求をして、それから振り込みでいただくという形になりますので、振り込みの痕跡が全部残るようになります。

佐藤専門委員 現金で収受するとかいうことはないのですね。

木村事業部長 ほとんど現金はございません。

佐藤専門委員 わかりました。

榎谷主査 では、機構の口座ではなくて会社の口座に振り込むわけですね。

木村事業部長 業者の、そういうことになってございます。

榎谷主査 では、領収書も業者の領収書が発行されるということですね。

佐藤専門委員 これは何で機構の口座に振り込ませないのですか。

木村事業部長 これは、料金の徴収代行という業務の一環でやらせようとしていますので、そういう意味で、業者の口座に振り込ませるやり方としております。

佐藤専門委員 ちょっとこだわるようで恐縮ですけれども、結局これは1カ月ごとに送ればいいので、徴収して業者のところに入ったお金というのは、分別管理もしなくていい

し、取っておいておく必要もないし、要するに業者のほうで他の資金に利用することは認めるわけですね。

木村事業部長 認めてはおりません。

小林副主査 徴収代行ということは、つまり未払いのリスクもあるので、その分も業者に負担させるといってもありますよね。そういう理解でいいですか。未払いの徴収、だから、一定期間を過ぎても払わない場合に、督促するという事も含んでいると。

木村事業部長 未払いの督促と徴収もそれも業者にやっていただきます。

榎谷主査 回収リスクは向こうに行くから。

佐藤専門委員 なるほど、わかりました。

小林副主査 回収リスクも持つということですね。だから、きちんと徴収して、それを機構に渡さなければいけないという責務があるということですね。

佐藤専門委員 わかりました。

榎谷主査 よろしいでしょうか。

以上でございますが、機構におかれましては、ただいま申し上げた事項を踏まえて、今回の事業の実施及び次回以降の実施に向けた検討を行っていただくようお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

乗原部長 はい。

榎谷主査 それでは、小委員会での本実施要項（案）の審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告、資料の作成につきましては、主査である私に御一任いただきたいと思いますが、よろしゅうございましょうか。

（「よし」と呼ぶ者有り）

榎谷主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜意見交換を進めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

本日はどうもありがとうございました。

乗原部長 どうもお世話になりました。ありがとうございました。今後ともよろしく願いをいたします。

（日本学生支援機構退室、国際交流基金入室）

榎谷主査 引き続きまして、独立行政法人国際交流基金所管の「在日外交官日本語研修」の実施要項（案）の第1回の審議を行いたいと思っております。

本日は、国際交流基金関西センターの榊原副所長に御出席いただいておりますので、本事業の概要や実施要項（案）の内容などにつきまして御説明を20分程度でお願いしたいと

思います。よろしく申し上げます。

榊原副所長 国際交流基金関西国際センターの副所長をいたしております榊原でございます。よろしく申し上げます。最初に、横紙の「官民競争入札等監理委員会入札監理小委員会用資料」に基づいて御説明させていただきたいと思っております。

私ども関西国際センターについて、簡単に説明させていただきたいと思っておりますが、まず、国際交流基金につきましては、1972年に設立されまして、2003年10月から独立行政法人に移行して、総合的に国際文化交流事業を実施する日本唯一の組織として事業を実施させていただいております。

人員は230名。

組織は、ここに書いておりますが、本部、それから京都支部、附属機関といたしまして日本語国際センター、関西国際センター。この附属機関の日本語国際センター、関西国際センターのうちの一つが私どもでございます。

それで、政府出資金、予算はこちらに示させていただいた通りでございます。

続きまして、組織図でございますけれども、

本部の次に附属機関があって、先ほど申し上げましたように、日本語国際センター、関西国際センターが記載されています。関西国際センターの研修事業課が本件事業を担当させていただくということになっております。

国際交流基金の主な事業について簡単に説明させていただきます。

国際交流基金事業は、資料の4ページ目にありますとおり、3つの事業を中心にやっています。1つ目が、私どもが属しています海外での日本語教育事業、2つ目が文化芸術交流事業、それから日本研究・知的交流事業、この3事業を中心に実施しております。この通り、日本語教育事業は三本柱の一つということになっています。この3本柱の事業を「国・地域別観点から、外交的なニーズに長期的、総合的に対応」していくということで事業を展開させていただいております。

5ページに行きまして、関西国際センターは、1997年、ちょうど今年で10周年を迎えるわけですが、海外における日本語普及政策の一環として、外交関係上の中核層である政策形成層、具体的には外交官、および公務員、また次世代の日本研究者 これは、人文科学、社会科学分野でございますけれども を始めとした日本語学習者を招聘して、各国の日本語教育基盤の強化と各国各層における知日派の育成を目指して、総合的な日本理解に資する研修を行っております。

関西国際センターは、場所としては、大阪府泉南郡田尻町りんくうポート、これは関西国際空港のまさに対岸でございます。そちらのほうに2万平米の面積を有する研修施設として、この10年間事業を実施させていただいております。

次のページに行きまして、事業について簡単に説明させていただきます。従来の関西国際センターの日本語研修事業は、まず、専門日本語研修、いわゆる外交官および公務員、また若手の日本研究者に対する基礎的な日本語の研修事業を実施しています。

2番目として、日本語学習者奨励研修。海外で優秀な成績をおさめている日本語学習者を対象とした、日本語の向上や日本の文化・社会の理解のための訪日研修を実施することによって、招聘者自身の学習奨励及び現地における学習奨励を行っていく事業です。

3番目といたしまして、現在の日本における多様な日本語教育の需要に対応することを目的に、省庁とか地方自治体、具体的には現在は大阪府中心でございますけれども、行政とか民間との連携による日本語研修プログラムを行っています。

そういう中で、今回御検討いただいております在日外交官研修があります。この研修は、今までも実施を検討してまいったのですが、具体的に実施したいということで、今回の入札の対象事業として挙げております。

7ページでございます、「在日外交官日本語研修への民間競争入札実施について」とありますが、ここでは簡単に現時点で私どもが考えております概要を整理させていただきました。

ちなみに、この研修を計画する前に、私どもは東京、大阪の大使館、総領事館等の在日公館の中で、特にODA対象国及び旧N I S諸国に対するアンケート調査を実施させていただいております。それに基づきまして、在日公館のうち、独自で日本語学習環境を設けることが困難な公館、原則としてODA対象国及び先ほど申しました旧N I S諸国に勤務する外交官を対象とする日本語研修を、我が国の外交ニーズ、および在日外国公館からの要望等を踏まえて実施したいと考えております。

在日外国公館に勤務する外交官には、日本語の学習を希望していても、外交官として適当な学習先がわからない、あるいは民間日本語学校の授業料負担が困難等の理由でなかなか機会が得られないということがございます。そういう背景を踏まえまして、本研修は、在日外交官が日本での生活及び職場で必要な日本語の習得あるいはブラッシュアップを目的として実施したいと考えております。

実施場所につきましては、調査の結果、ほとんどの外交官は東京にある大使館勤務の方が多いことから、東京都23区内で実施いたしたいと考えています。

実施規模につきましては、総定員で各年度20名を、研修時間は40時間と考えています。

4番と6番の実施期間・契約期間でございますが、平成20年7月から23年3月31日まで。平成20年度、21年度、22年度の3年度にわたって、各年度実施していきたいと考えています。また、3月までに報告していただくことにしたいと考えています。

具体的な民間への委託内容は、5番に書かせていただいたように、大きく言いまして(1)の研修会場の確保、東京23区の中のどこにするか。それから(2)の募集関連業務。(3)の講師並びに事業の責任者及び事務担当者の方たちの確保。(4)が実際の研修業務。それから(5)は事後のアンケート調査、研修生に対しての事後の調査を行うということ。委託内容については大きくこの5項目を考えております。

スケジュールにつきましては、7.に書かせていただいたように、平成20年2月上旬ごろから、入札公告から始めまして、平成20年7月1日までには契約締結を行いたいと考え

ております。

駆け足でございますけれども、概要は以上でございます。

続きまして、お手元の資料3-2のほうに、「審議に当たったのポイント」7項目を事前にいただいておりますので、これについて簡単に考え方の概要を述べさせていただきますと思います。

まず、1の対象事業の範囲・事業の内容ということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、事前に在日公館を対象に記述式のアンケートで、ニーズ調査をさせていただきました。日本語のレベル、学習状況、習得したい能力等について回答をいただいたわけですが、その結果を分析したところ、初級から中級の口頭運用能力というのが最もニーズが高いと判断して事業の対象者を決めたということです。

対象公館につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、独自に日本語学習環境を設けることが困難、あるいは民間日本語学校の授業料負担が困難な公館ということで、原則ODA対象国及び旧NIS諸国としております。

次の民間事業者が行う事務と基金が行う事務は適切に区別されて、連携が確保されているかということにつきましては、過去の私どもの研修ノウハウから、可能な限り最小限の業務を提示させていただいて、民間事業者の方の自主性、創意工夫が最大限に生かせるように分担を考えております。そういう意味におきまして、私ども基金は、受講者の決定、最終口頭試験の内容の決定、終了者の判定を実施したいと考えております。カリキュラムの策定やコースの運営に当たっては、民間事業者の方と十分な連携のもとに実施したいと考えております。

民間業者の方の創意工夫が発揮できる仕組みができるかということにつきましては、外部の日本語教育専門家の御意見等ヒアリングをさせていただきまして、私どもとしては、民間の方がどのような条件の提示があれば事業を受けやすいかという現実的な観点に立って、なるべく最低限の仕様制限を記載するようにとどめております。

2番のサービスの質につきましては、要求水準として、サービスの質の指標の選択、水準の設定というものがあると思いますけれども、私ども関西国際センターが満足度調査というものを他の研修についても行っておりますので、本研修についてもそういった満足度の調査というものは行いたいと考えております。また、受講者の日本語能力の向上についても、カリキュラムの習熟度の達成度合いという観点から測定したいと考えております。

特に、受講者の日本語能力向上ということにつきましては、向上度というのは研修参加者の日本語レベルとカリキュラムによって決められるものと考えておりまして、習熟度を70%という基準で計っていこうと考えております。70%というのは、普通、日本語初級レベルの学習者の学習時間数等からして適当な数字と考えております。

ちなみに本事業については、通常の日本語学校が実施している入学試験予備教育のような、学習者が全員入学試験合格に到達することが目的の研修ではございませんので、向上度の数値は学習者により異なっておりまして、民間業者の経費算定とは必ずしも直接関係

しないのではないかと考えております。

また、インセンティブ、減額等については、予算的な制限もございますので、インセンティブというような条件は設けておりません。また、新規事業でございますので、コース受講者や修了者が少なかったということも想定され、一義的に民間事業者の責任に帰すということは適当ではないと考えておりますので、特に減額的なペナルティーは設けておりません。

3番の入札参加資格につきましては、なるべく入札に参加する民間業者のすそ野を広げるために、法律や規定で必要とされる最低限の参加資格のみを設定しております。

それから、4番の入札手続・スケジュールにつきましては、事前の公報、入札公告の方法、説明会等々ありますけれども、事前の公報としては、入札の対象となる団体、特に民間の日本語学校に対しては入札の参加を促したいと考えております。また、通常の他の事業の入札公告と同様、基金のホームページに情報を掲載する予定です。入札説明会は、国際交流基金の本部で行い、質問期間は2週間程度と考えております。

落札者の評価・決定の基準につきましては、必須点数、加算点数それぞれ50点ずつという形で行いまして、必須項目の配点が大きくなり過ぎないように考えております。

評価の透明性と中立性につきましては、従来、評価者というのは、私と課長、それから私どもの専任の日本語講師及び担当者の4名を予定していますが、外部の専門家も加えるかどうかは現在検討中ということでございます。

落札者の決定方式については、他の官民競争入札の事例にならったもので、除算方式を適用しております。

仮に落札者が決まらない場合は、関西国際センターの地理的理由、先ほど申し上げましたように大阪のかなり和歌山県寄りのほうにございますので、なかなか首都圏での研修の実施は困難となり、今回は断念せざるを得ないこととなりますが、現時点では、私どもとしては落札者が決まらないというような事態は想定していません。

6番の実績評価につきましては、内閣総理大臣が行う実績評価のための調査の時期及び調査項目は適切かということですが、この項目については、内閣府の御指導に従って、要項からは削除させていただいております。

7番の情報開示につきましては、入札の対象となる在日外交官研修が新規事業でございますので、従来当センターが実施している事業の中で、事業規模及び事業内容、期間、人数、対象者及び日本語レベルが一番近いブラッシュアップ研修、具体的には日本に来ているJET研修の数値を掲げさせていただいております。

私どもが考えている主なポイントについては以上でございます。

榎谷主査 ありがとうございます。それでは、何か御意見、御質問がございましたらよろしくお願いいいたします。

小林副主査 サービスの質のことですけれども、サービスの質については、満足度等70%以上というのを設定されているんですね。これは先ほど、一応目安というか、何かそう

というような御説明があったかもしれないんですが、この70%以上の日本語能力の向上というのをはかるのに、手続としては、3ページのところにある研修修了時に受講者に対する口頭試験で、その研修が修了した日の属する翌月末までにということですよ。これで判断するということですよ。そのときに、70%というのをはかる具体的な基準というのは何なのかというのがよくわからないのでそれが一つなんです。

もう一つは、入札参加者の民間事業者の創意工夫を発揮できるような仕組みになっているかというところで、かなりいろいろなことが、やらなければいけないことが決められているので、その中で限られた効率的なコストで質を高めるということからすると、この加点項目の中に、7ページの(二)のところに「民間の創意工夫」ということがあるんですけども、ここが「内容に応じて0点~15点」と書いてあるんですが、このところに民間の創意工夫というのがきく余地があるのかというのが1点です。

もう一つは、インセンティブとかペナルティーを設定しないということなんですけれども、コストを効率化した上で質を高めよう、この事業の目的というのがあると思うんですが、そういう目的を達成するのによりよい質を達成しようということを経営者のモチベーションとするような仕組みがやはりないと、一定の質だけここで設定された70%だったら70%、それから満足度というのを達成すればいいというので、あとはコストをなるべく合理的なコストで抑えるというようなモチベーションしか働かないと思うんですけども、それでよいのかという3点です。

榎谷主査 いかがでしょうか。

小林副主査 70%というのは具体的にはどういうふうに。

正野課長 私、関西センターで研修事業課長をしております正野と申します。具体的に少しご説明させていただきます。

当方の想定としては、まず、研修のカリキュラムというのが入札時に各民間事業者から出てくることを想定しています。そのときに、いろいろな民間事業者が、それぞれの範囲を教える対象とするかというのについては、かなり幅があるだろうと思っています。それをそのまま受け入れるというのではなく、そのカリキュラムが本当にきちんと達成できるか、学習目標に対して合っているか、というのを調整させていただきたいと思っています。例えば、40時間では全く達成は無理だろうというような計画を出してこられる方もいるでしょうし、40時間あったらもうちょっとできるのではないかと判断できるものもあると思います。

したがって、話をさせていただいて、ちょうど我々が40時間の中でできるであろうと思われるような、最終テストでちょうどそれに合うような形でカリキュラムを調整する。その調整したカリキュラムに沿って事業を実施していただいて、最終テストを受ける。テストは口頭運用能力を測る試験です。具体的なイメージとしては、例えば5つぐらいのトピックに関して、それぞれ、口頭でそれがきちんと説明できるかといったことを聞きます。その結果、うまくそれができていれば20点、そこそこであれば15点、10点というふうな刻

みで採点して、最終的に、例えば5つぐらいのトピックで合計が70点取れば、それはそのカリキュラムの内容を参加者が十分理解したとみなして、我々が期待していた日本語能力の向上があったと判断したいと考えております。

小林副主査 今回の御説明は、最初にあった、これはレベル別に4クラスとするということではないですか。だから、そのレベル別に分ける分け方も、効果的に学習できるような、そこにも民間事業者の工夫というものを織り込んでもらうという理解でいいですか。

正野課長 はい。クラス分けを基本4クラスとしたのは、ある程度クラスの数を決めておかないと時間数の先生の単価が出せないというような話が民間事業者の方のコメントからいただいておりますのでそうしました。ただし、実際には、工夫すれば、例えば3クラスでもできるといったこともあると思いますので、そこは、民間事業者の方のカリキュラムなり実施体制なりのところで、これは2番目の質問への回答にもつながってきますが、そういったところで十分自主性なり創意工夫を發揮していただけるのではないかと考えています。

小林副主査 これが、受講者というのはまだいないわけではないですか。だから、いない受講者に対してどんなレベル分けをするのかと。

正野課長 1ページの一番下の2(2)事業対象者のところをご覧ください。受講申込時点では、初級から中級レベルを想定しております。具体的に言いますと、初級というのは、私ども国際交流基金が実施している日本語能力試験という試験がございまして、それを目安として、日本語能力試験4級合格相当です。これは、4級合格するためには大体何時間ぐらい日本語を勉強しているか、どのぐらいの漢字を知っているか、といった根拠があります。中級レベルについては、日本語能力試験の3級合格相当から、ちょっと2級というのは実はかなりレベルが高くて、そこまで対象に入れてしまうと、20人だとカリキュラムを組むのがなかなか難しいので、2級と3級の間レベルまでを対象にしています。実際のアンケートでも、ほぼ7割方この間に入っていましたので、そこをターゲットにしています。

逢見委員 今回の説明でいくと、事業計画を民間業者が出して、その事業計画の中にカリキュラムがあって、カリキュラムを見て、これは40時間のレベルで足りないとか、あるいはきついかということ調整させてというのを、入札前の段階でそういう調整をした上で複数の業者の審査をするということになるんですか。

正野課長 どのぐらいのカリキュラムが組める能力があるかということは入札の段階で見ますが、実際に落札された方が、そのカリキュラムをそのまま実施するということあまり想定しておりません。そのカリキュラムが我々の考えているものと合っているかどうか、それが合っていれば、勿論そのままやっていただいて問題ないのですが、我々が思っている日本語能力の向上の程度といいいますか、習得率が大体7割ぐらいまで行くであろうと思っているものに、もし足りないところがあれば、それはお話しさせていただいて、カリキュラムを多少調整させていただくこともありうると思っています。

逢見委員 落札後、業者が決定した後、調整があるということですね。

正野課長 はい。そういうふうを考えています。

逢見委員 それで求める70%というものになるようにしていくと。

正野課長 そうです。逆に、もし自分で厳し過ぎる基準を設定している場合には、ちょっとそれは40時間だとそこまで、7割は達成できないと思いますよ、という話はさせていただこうかと思っています。

多分、レベルもばらばらな応募がされると思うので、最初に全部向上度をきめ細かく決めておくというのはなかなか難しいと思います。大体どのぐらいのカリキュラムで研修を実施しようと考えているのかは、3種類のカリキュラムを入札時に出していただくことで判断ができるのではないかと考えています。また、実際に研修受講者が決まった段階で、実際の受講者に合わせてさらに細かくカリキュラムを組むだけの力があるか、についても入札時につけていただくカリキュラムで判断したいと考えております。したがって、入札時のカリキュラムと実際の研修時のカリキュラムが多少違うということも想定しています。

回答が長くなって申しわけありません。

小林副主査 インセンティブとかペナルティーはかけないんですか。

正野課長 実は我々、インセンティブを含んだ入札の経験が余りありませんものですが、例えばどういったときにインセンティブを導入するか、どういったような形で導入すればいいかというのを逆に教えていただければと思っているのですが。

小林副主査 事業者としては、インセンティブがあれば、それだけパフォーマンスを上げればそれだけもらえるので、コストを低く設定しても、その評価された部分でカバーできるということがあると思うんですね。だけど、インセンティブがないということは、一定のコストでその与えられたことをやらなければいけないということが決められているので、一定の質、パフォーマンスを上げようということではなくて、そのコストで求められたレベルを達成すればいいということになるのではないかとということなんです。

榎谷主査 例えばぎりぎり70%していればいいではないか、80、90%に上げる必要はないではないかと。例えばですよ。

正野課長 わかりました。この点については、今までそういう形で考えたことがなかったので、もう一度考えさせていただけると助かります。

佐藤専門委員 このインセンティブを何に連動させたらいいかが物すごく難しいですよ。

正野課長 そうですね。

佐藤専門委員 人数はもうこの15人から20人と決まっているわけですね。

正野課長 20人で考えています。

佐藤専門委員 1人当たり単価幾らで設定して、集めれば集めるほどいっぱい払うとか、そういうわけでもないわけですね。そうすると、この案件では習熟度しかないわけですね。

小林副主査 70%という習熟度は一般的なもので、しかも受講者の特性にもよるということになってくると難しいですね。

榎谷主査 あと、20人だけ合格者が、例えばこれ、20人全員が70%ということですか。

正野課長 それは多分、かなりばらつきが出るかなと思っています。

榎谷主査 平均ですか。

正野課長 実際には、平均というよりは、70%の人間が何人いるのかということだと思っています。

小林副主査 70%をみんなが超えなければいけないというレベルなのか。

正野課長 普通にやっていたら70%は超えるというのは経験的に言えます。ただ、やはり外国語の習得というのは、やってみないとわからない部分がありまして、時々すごく習得に時間がかかる方がいらっしゃいます。他の人が例えば20時間ぐらいで到達するところを、その人は30時間ぐらいかかってしまうという、それはその人の能力がどうこうというよりは、言語学習の中ではどうしてもそういう個人差がちょっと出てきてしまうということがございます。したがって、そういう例外的なケースまで、40時間で7割まできちんとやってほしい、というのはちょっと無理かなと思っています。そういう例もあり得るので、全員に対して70%を絶対とは考えていません。ただ、普通にやれば、そういう特殊な例、何らかの理由がない限りは70%というのは行くのではないかと考えています。

榎谷主査 よろしいですか。

小林副主査 インセンティブを設けない、そうするとコストを考えなければいけないということになってくると、非常勤の講師の人たちの能力と賃金の関係もありますよね。そうしたら、事業者としては、実施状況に関する情報の開示のところで上げられている参考情報というか参考数値というのを参考にするのかなとも思うんですけども、これがどの程度参考になるのかというのが非常に気になる場所だと思うんですね。例えば、コマ数が幾つで、受講者数がどのぐらいでとか、それでこういうコストがかかりましたという情報なのですけれども、ここの参考に、どこをどういうふうに参考にすればいいのかということを経営者は多分知りたいのではないかなと思うんですが、その説明は何かありますか。

正野課長 確かに日本語能力向上度に関する70%という指標に関しては、このJET研修では、日本語能力向上を測る最終試験をしていないものですから、データとしてこの70%に達した人間が何人ですという形で情報を開示することができません。したがって、もし使うのであればほかの研修の情報ということになってしまいますが、そこについては適切な形で出せるかどうかは検討させていただければと思います。

小林副主査 逆に言うと、ペナルティーがない場合だと、これは3年間の契約ですよ。1年目でも70%に達しなかったといったときに、では2年目も同じ契約で、そのとき著しくパフォーマンスが悪かったら解除はあるんだと思うんですけども、70%には達しなかったけれどもという、そのときはどうするんですか。求めた資質が達成されないのに契約が続くということになるんですか。

正野課長 1年目にも目標に達成しなかった場合、もちろん改善の申し入れはします。2年目をやってみて、最終口頭試験の結果が出ないと達成したかどうかは判明しませんので、もしその結果が、万が一2年連続で当初こちらが考えていたよりも低いということになれば、3年目の契約については考えさせていただくこともありうると思います。ただ、1年目が1回だめだからといって、すぐに2年目をどうこうするということは今の段階では考えてはおりません。

小林副主査 賃率の高い講師をつければつけるほどパフォーマンスは上がるんだと思うんですけども、そうするとコストが上がってしまうので、70%を達成する適切なスタッフというのはどのレベルなのかということと、それとこの参考、実施に関する情報開示がそれについてどのぐらい参考情報になるのかということとは、すごく重要なのではないかと思うんですけども。

正野課長 日本語の先生に関しては、ある程度きちんと履歴をつけていただいて、どういったところで、どういう人を対象に教えているかということがわかれば、こちらで判断できると考えております。

小林副主査 その人が実際に教えないということが起こった場合はどうするんですか。

正野課長 それは、基本的には変更できないということになっていまして、もし変更する場合は、我々の許可を求めて、承認を得なければいけないということになっているので、有名な方を並べて、それを全部代えてしまうとか、そういったことは避けられると考えています。

榎谷主査 どうぞ、佐藤先生。

佐藤専門委員 実施要項(案)の3ページの実施する業務の二の研修業務の(イ)の2行目「適切な教材を選択あるいは作成し」とあるんですけども、これは、例えば基金のほうでも既存の教材って、何かこのパンフレットを見ていると、日本語教授法シリーズとかあるんですけども、例えば基金の教材を使いますと言ってきた人と独自の教材を兼用に開発しますという人が、3年間の長期委託なので、著作権を向こうに認めてあげれば、その事業者さんのほかの事業でも使えるという形で教材を開発する人もいると思うんですが、まず、これは基金の既存の教材を使うという提案でもオーケーなんですね。

正野課長 はい。関西国際センターの場合、外交官はゼロ初級から授業をやっているもので、教材のどの部分を使うかという問題が出てくるかと思うので、それは相談させていただくことになると思いますが、使えるものがあれば、それは使っていただいても構わないと思っています。

佐藤専門委員 ただ、何社ぐらい出てくるのかもわからない中で、既存の教材を使うというのと、自社で開発した教材を使うというのが出てきた場合、一番最初に基金のほうとして悩ましいのは、加点事由でどっちに何点あげるかという部分ですよね。それは、やはり中身の教材を見てですか。

正野課長 それは、カリキュラムと教える内容と使う教材の関係性ということで、例え

ば、一般的に教科書で扱われているような内容をカリキュラムで教えると書いてあって、そこに教材が一般で売られているものであっても、それはおかしくないんですが、例えば、何らか一般の教材に含まれていないようなトピックが上がっているのに、それに普通の教材を使いますと書いてあると、これはちょっとおかしいなということになります。逆に、そういうときには、きちんと自社の教材、もしくは基金のものを参考にしてでもいいですが、そういった教材を使いますと書いてあれば、それはきちんと考えているなということだとわかつています。

佐藤専門委員 わかりました。

榎谷主査 よろしいですか。

小林副主査 7ページの予定価格の範囲内と書いてあるこれは、この「基金会計規程第26条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内」というのは、これについての何か説明がありましたか。

正野課長 26条自体は添付資料の中には入れてはおりませんが、一般的には、入札の対象になるようなものについては、予定価格を当方で積算させていただいて、入札の額がその金額を下回っていることというのが一つの条件となるということです。それが我々の会計規則26条の規定ということです。入札参加資格に関する会計細則は一部抜粋でつけさせていただきましたが、この部分、ちょっと添付が漏れてしまっておりますので、つけさせていただければと思っております。

佐藤専門委員 小林委員の御懸念の部分は、その予定価格という数字がどこかで公表されるのかどうかという部分ですか。

小林副主査 これが、入札参加者にとっては、いわゆるスレッシュホールドになってしまうわけですね。だから、その範囲内、しかもいい企画書を出さなければいけないということになるから。

深野課長 会計課長の深野でございますが、ちょっと御説明、補足させていただいて。予定価格と申しますのは公表はしません。

小林副主査 しなくていいですけども。

深野課長 それで、要するに我々の想定している予算とさせていただければ構わないんですが、予算の範囲内でその計画が立てられているかということが、予定価格という言葉の意味でございます。

小林副主査 それはわかっているんですけども、先ほど、実施状況に関する情報の開示のところ、これが参考情報になるのかという質問をしたではないですか。だから、これがどの程度の参考情報、これで今までやっていた事業そのもので参考情報になる、今までこの業務はこれでやっていたんだというのだったら十分な参考情報だと思うんですね。だけれども、これが基準にならなければ、一般事業者は何を目安にして価格を算定したらいいのかというのがわからないではないですかと。

正野課長 価格算定については、恐らく最も近いであろうと思われるものについてここ

で算定しています。例えば教える時間数が近いということは、それにかかわる先生の費用もほぼ同じであると想定できますし、それに係る人件費等についても同じぐらいの人件費でできるだろうということが考えられます。また、今回の研修は授業だけで、こちらのブラッシュアップ研修も基本的に授業だけなので、授業以外の部分によって金額が異なってくるということもないわけです。したがって、人件費その他に関して、これを積算して情報として提供することが、一番経費的には近いと考えて積算したということです。

小林副主査 そうだとすれば、入札参加者に対して親切なのは、コストの算定の考え方、これは全く同じ事業ではないけれども、基本的なコストの算定はこういう考え方でやっておりますというようなことを書いていただければ、コスト算定しやすくなるのではないのでしょうかということです。

正野課長 わかりました。

小林副主査 これはPFIでも問題になっていて、経団連等は予定価格をどうやって決めるんだとかいろいろなことを言うんですね。

正野課長 わかりました。

小林副主査 コスト算定の考え方をもう少し明示していただかないと。

正野課長 わかりました。

佐藤専門委員 ちなみに、この19ページに実施スケジュールの主なものが書いてあって、実際の研修というのは9月から3月まで半年ぐらいたるようなイメージで読ませていただいたんですけども、そうすると、その中で40時間とやると、この短期ブラッシュアップ研修が11日間というと、実施の時間数で言うとほとんど変わらないんですか。

正野課長 これは、ブラッシュアップ研修では毎日授業をしますので、実際の時間数、授業を教える時間数としては40時間で、ほぼ変わらない時間数です。

佐藤専門委員 つまり今の小林委員から御質問があった部分と一緒になんですけれども、短期ブラッシュアップ研修を従来の実施に要した経費として掲げることが、要するに基金として要求しているレベルのサービスを事業者メッセージを伝える上で、この220万円という数字がミスリーディングではないのかということです。つまり、こっちの要求水準の質だけ見てみて、短期ブラッシュアップ研修よりも非常に高いレベルを想定して、これの2倍とか3倍とか、とんでもない金額の応募ばかりだと、みんな予定価格オーバーで落札者なしという事態になってしまうので、この短期ブラッシュアップ研修の数字を従来の実施ケースとして掲げることが、その意味でミスリーディングではないことの確認だけいただければいいんですが。

正野課長 わかりました。

佐藤専門委員 予定価格はもう、制度上お示しできないということは承知していますので。

正野課長 了解いたしました。

小林副主査 3ページの一番上の(二)のところなんですけれども、ここに質の部分で

(二)に外交官というのが出ていないですか。「外交官、もしくは社会人に対する指導経験」なので、外交官が強調されるわけではないというお答えかもしれないですが、これは「外交官」を入れなければいけないのか。入れなくてもいいのではないかと、このような、「多国籍クラスの指導経験を有する者」というのは重要なことかと思うわけですが、「社会人に対する指導経験」というので十分なのではないかと思うのですが。

榎谷主査 外交官を教えた経験があったほうが良いというのは事実なのですが、これでハードルが高くなるかという話ですね。

正野課長 そうですね。そこは持ち帰って検討させていただきます。

榎谷主査 よろしいですか。

あとちょっと私のほうから、レベル別に4クラスにするのですよね。

正野課長 はい、そうです。

榎谷主査 ということは、20名で4クラスということは5名ということと考えていいということですね。

正野課長 はい。

榎谷主査 それから、もう一つ、6ページの(二)のc、これは4級レベルと3級レベルと3と2の中間レベル、これ3つのレベルを示しているのですが、その4クラスというのとレベル3つというのはどういう関係をイメージされていますか。

正野課長 想定としては、4級レベルが2クラスできるだろうと考えています。あとは3級レベルが1クラス、2級と3級が1クラス。もしかすると、4級1クラス、3級2クラスになるかもしれないです。そこは、実際にどのぐらいの応募があるかによるかと思います。

榎谷主査 これは、そうすると、最終的に合格者といいますが受講者を決めるのは、基金が決められるわけですね。

正野課長 そうです。

榎谷主査 そうすると、基金が決めるときに、大体そういうものを想定して決められる、こういうふうに理解してよろしいわけですね。

正野課長 はい。

榎谷主査 だから、4級と3級レベルだけでやって、2級と3級の中間はゼロだということはないということですね。

正野課長 この程度のレベルの人たちがある程度の人数は応募してくるということを想定しているので、ゼロということはないだろうとっております。

榎谷主査 わかりました。

それから、この1ページの、要するに初級と中級レベルの人を対象にして、未修者とか入門レベルは対象にしないということですが、その4級レベルというのは、4級レベルの人がという意味なのですか、それとも4級レベルの受講をするということなのですか。と

というのは、4級レベルって一番下のレベルですよ。ということは、未修者だとか、要するに入門レベルの人が4級を勉強するわけですよ。そうすると何かちょっと矛盾する、一見、4級レベルの人が受講する、つまり初級クラスの人が受講するのを4級レベルと言うのならいいのですけれども、4級レベルを勉強するのであれば、もともと勉強していたわけですから、何となく矛盾するのかなと。それは3級レベルにも同じことが言えます。

正野課長 そこは、4級以上の人たちに対してカリキュラムを組んでくださいという場合は、実際には「相当」と言っているので多少幅が出てくるのかなと思っています。4級クラスのカリキュラムと言った場合、日本語能力試験4級に合格している人たちのレベルを想定してカリキュラムが組まれてくることを想定しています。4級に合格するためのカリキュラムではなくて、現在日本語能力試験の4級ぐらいのレベルの人に対するカリキュラムが組まれてくる、ということです。

榎谷主査 我々民間人の感覚で言うと、4級コースと言うと、4級を受験するためのというイメージをするわけでして。

正野課長 それはわかるのですが、恐らく日本語学校の方々であれば、4級レベルのカリキュラムをというのは、日本語能力試験4級ぐらいの力を持った人のためのカリキュラムだと判断できるのではと考えています。

榎谷主査 4級の人が3級レベルに行くためのということではないのですか。そこまでは行かないのですか。

正野課長 もちろん、ある程度能力が向上していけば3級まで行きますが、恐らく40時間だと、そこまで求めるのは酷なのだと思います。

榎谷主査 4級と3級の間ぐらいまでが要求水準みたいなイメージなのですね。

正野課長 そういうイメージです。

榎谷主査 3級レベルの人だと、3級と2級の間レベルに行くぐらい。

正野課長 3級から2級は結構レベルの幅があるので、完全に真ん中までは行かないですが。

榎谷主査 このカリキュラムを作成するときに、そのイメージが、これは基金の教材を使う場合には余り問題がないのかもしれませんが、自分で作成しようというときに、一体どのレベルの教材をつくれればいいのかということで恐らく悩んでしまうと思うんですよ。つまり4級と3級の間ぐらいをゴールにして4級レベルの人を教えるということを明確にしておかないと、どういう教材をつくれたらいいのかですね。4級を受験をするわけではないのでその辺はいいのかもわかりませんが、どのレベルの教材をつくれいいのか。これも、実際はカリキュラムの作成能力を問うというようなことでおっしゃったので、実際使うときになると、基金と協議しながらやるというようなこともおっしゃったので、この問題は解決するのかもわかりませんが、独自でつくったカリキュラムのレベル、どの程度のレベル、どの程度の教材をイメージすればいいのかですね。何となく4級レベルというと、我々民間人だと、大体次のステップに行くとなると3級を勉強するのだなと思って

しまうのですね。そうすると3級に行くための教材をつくる、カリキュラムをつくる、こういうようなイメージです。

逢見委員 そこが私も混乱していて、6ページの(二)の事業計画のcで使用教材、日本語能力試験4級レベル、3級レベルとありますよね。このときの日本語能力試験4級レベルというのは、4級に受かるための教材ということは、入門者ということになるのですか。

正野課長 ここでのレベルというのは、日本語能力試験4級に受かるぐらいの力を持っている人が、さらに日本語力を伸ばすための、ということです。

小林副主査 普通は4級を受ける人の教材みたいに思いますね。

榎谷主査 それはもう少し正確に書いておいたほうが、4級レベルの人がどれぐらいを目指すのか、そのイメージがないと教材のつくりようがないのではないかと。

小林副主査 日本語能力試験4級を、こっちだと「合格相当レベル」というのを入れる。

榎谷主査 合格者相当レベルの人がどの程度を目指してそのカリキュラムをつくれればいいのか。

小林副主査 3級を目指すのですかね。よくわからない。

逢見委員 3級を目指すのです、その人は。

榎谷主査 それならわかりますよね。我々民間人の感覚だとそう単純に思う。

小林副主査 2級と3級の間レベルといたら2級を目指すわけですね。

榎谷主査 それから、ブラッシュアップの教材とかカリキュラムとかは、これは入札のときに、指定されたときに公開されるのですか。

正野課長 ブラッシュアップ研修は、既存の教科書を使っていると思います。ただ、ブラッシュアップ研修は外交官相手に教えていないものですから、その教科書が外交官相手にそのまま使えるのかどうかというのは判断が必要かなと思っています。もし使えるのであれば、もちろん公開することはできると思います。

榎谷主査 そういうテキストをつくるときの参考になるようなもの、あるいは教材開発に参考になるようなカリキュラムが、ものが何か出されていれば、ちょっとイメージがもう少しわかるのかなと。

これもやはり4級、3級、3級と2級の間と、この3つのコースがあったのですか。

正野課長 ブラッシュアップ研修はもう少し人数が多いので、これは50人ぐらいいるのですが、したがって、かなり日本語レベルも下から上までいまして、入門コースからもうちょっと上級までいます。

榎谷主査 そうですか。定員の40名は、これは機構が決めるので、入札される事業者の方は責任がないと思うのですが、大体これ、充足は間違いなくできると。15名から20名でしたっけ。

正野課長 アンケート結果から見れば、そのぐらいはいるだろうと思っています。

榎谷主査 間違いなくいると。各国へのアンケート結果ではそうなのですね。

正野課長 はい。

榎谷主査 15名以下になればやめてしまうということですよ。

正野課長 そうです。

榎谷主査 例えば4級クラスだけ5名、10名いらっしまったという場合もあるでしょうし。10名しかなくてもですよ。そうすると、4級クラスは一応できることになりますよね。もちろん中級はほとんどゼロに近いとかね。つまり5名、5名、5名とうまいことバランスが取ればいいですけども、どこかに偏る、その責任は基金にあるのかもわかりませんが、その15名といったときにどういうイメージを持てばいいのかですね。つまり4級クラスを2つと中級の3級を1つとやれば、これで15名ですよ。

正野課長 基本的には、それぞれのレベルの人数が大体アンケートでは均等になっておりますので、大体均等に来るだろうと想定しています。それで初級の4級クラスが2クラス、3級及び2級、3級中間が中級クラスで各1クラスとなつて、中級2クラス、初級2クラスと考えています。もし15名になったときにも、大体半々ぐらいに初級と中級が分かれるということを想定しておりまして、その場合は4クラスないと厳しいかなと思っています。そうしないと日本語のレベルがミックスしてしまうクラスが1つできてしまいますので。ただ、もしこちらの想定外で、例えば初級が5人で中級が10人みたいな形になれば、それは3クラスで行けるだろうと思っています。そこは、実際に来た人のレベルによります。15人の場合には、完全に対象にならない人を抜かしては全部採ることになると思いますが、その場合は、ある程度クラス数については融通することを考えています。

小林副主査 事業者に対しては最低15名の定員を確保しなさいということですよ。それで、超えてしまったら、基金のほうでどの人が受講するかというのを決めて、20名に抑えてやるということですか。

正野課長 はい。

榎谷主査 多分、15名以下になるということはほとんど想定しなくてもいいのかもわかりませんが、例えば14名で、事業者もいろいろ準備しているわけですね。せっかく入札で勝って、14名でやめたと言われてしまうとちょっとがっかりしてしまうというか、コストも使っているんで、それをどういうふうに考えればいいのか。つまり4級は4級で2クラスあれば14名でもやるとか、幸い4クラスあるので、どういうふうに考えるのか。16名で、一番上のクラスが1名しかいなかった場合どうするのだと。多分それはないと思うんですけどもね。今までの実績から言うと、大体5名の定員キッチリ来ると思うのですが、そういう極端なところを民間人が考えたときに、それはやめてしまうのかな、そのコースはやめてしまうのかなと。そのときに、では、これだと今までの諸経費が200万というイメージですよ。では、4クラスではなくて3クラスだと200万円ではなくてちょっと減額されるのか、それはもう4クラス200万円という入札価格は変わらないと考えるのか。つまり事後的にならないとわからないわけですよ。4クラスになるか、3クラスになるか、あるいは定員も20名満額なのか15名しかないのか、いや14名でも状況によってやるとなるのか。

正野課長 レベル分けに関しては確かに非常に難しく、今おっしゃったような形になると、もしかしたら5クラスになってしまうかもしれない、そういうケースもありえます。ただ、そのときにクラス数にあわせて金額を増額するというのは予算的なこともありまして考えていません。逆に、そういう可能性もあるので、3クラスになったときも5クラスになったときも、契約額に影響させるということは今のところは考えていません。

榎谷主査 でも、講師の手配のコストが民間はかかるわけですね。

正野課長 なるべく4クラスになるように工夫していただけるかなとは思っています。

榎谷主査 そのクラス配分は基金がやるわけですか。

正野課長 クラス分けは、最初に提示していただいて、それがうまくいくかどうかアドバイスはさせていただきます。例えば、ちょっとクラスのレベルがミックスし過ぎているのではないとか、そういったようなことは言わせていただくかもしれません。また、多国籍クラスを運営する経験が少ない民間事業者の場合には、多分この国とこの国が一緒だとちょっとうまくいかないかもしれませんよとか、そういうことは言わせていただく可能性はあるかと思います。それは恐らく私どものほうが経験が豊富だと思いますので。

榎谷主査 そうすると非常に微妙なところがあるということですね。

正野課長 そうです。やはり国によってはちょっと難しい場合もあるので。

榎谷主査 そこは、基金があらかじめ想定して採ってしまうということではないのですね。採って、とにかく何かの基準で採りますよね。そのときに大体、この人はこのクラスかなということを想定して、割り当てして採るということではないのですね。

正野課長 実際にはそれもやるかもしれません。やはりクラスがあまりたくさん分かれることが明らかであれば、ちょっとそれは考えさせていただくこともあると思っています。

榎谷主査 よろしいでしょうか。

逢見委員 6ページの事業計画で、(二)のところに研修会場と機材、設備というのがあって、設備について、「場所、面積、教室数、1教室あたりの機材及び数」、16ページにブラッシュアップのときの施設、設備が参考にありますけれども、これは、特にこういうものが設備として必須だということを求めているものではなくて、どういうものを備えているか書けばいいと。

正野課長 ここには減価償却対象品目として、パソコン2台、コピー機1台、FAX1台に関する経費用と書いてありますが、最小限これですでできると思います。要するに、例えばテレビとか、ビデオデッキとか、DVDプレーヤーとか、そういったものではなくてもできるだろうと思っております。あるいは携帯電話とか。

逢見委員 あと、7ページの(八)で、やはり会場のところでaですけれども、「受講者が外交官であることを踏まえ、東京23区内に適切な研修会場を確保しているか」。これは、外交官であることを踏まえというのは、利便性のことを言うのですか。

正野課長 集中研修になるのか、週に1回通うのかわからないのですが、週に1回通うとしても、恐らく勤務後ということになると思うので、そうしますと、ほぼ公館は23区内

に集中しておりますので、利便性を考えて東京23区内に会場を設置してくださいと定めさせていただきますということです。

小林副主査 「適切な研修会場」と書いてあるじゃないですか。実際は、公館リストにあるとおり、外交政策上の観点を加味しながら、実際の対象公館は基金が決めるわけですよ。そうすると、「適切な」というのはどこで判断するのですか。そのときにはともう決まっている、まだ決まっていないですよ。

正野課長 この適切な判断というのは、最初に声をかける時点で、どの国に声をかけるかということについて、第1弾、第2弾という形になるのか、あるいは一遍に全部に声をかける形になるのかちょっとわからないのですが。したがって、最初からここだけにかけてくださいとか、そういうふうに言うつもりは全然ないです。

逢見委員 大使館というのは大体都心の3区ですよ。港区とか千代田区とかね。

正野課長 そこに集中しています。

逢見委員 ただ、そうすると適切な研修会場という場合は、23区ではなく、実はもっと絞られるのではないですか。

正野課長 ただ、そうすると、そこに会場を用意できる民間事業者が限られるのではないかと考えています。23区であれば割と何とかなるという民間事業者さんが多いのではないかと考えて、23区内にさせていただいたのですけれども。

榎谷主査 日本語国際センターってありますよね。これはお台場でしたっけ。

正野課長 これは埼玉県の北浦和です。

榎谷主査 北浦和では使えないですね。

正野課長 そうです。そこが使えればベストだったのですが。

榎谷主査 よろしいですか。まだお聞きしたいことがたくさんあるのですが、時間でございますので、今日のところは、在日外交官日本語研修の実施要項(案)の審議はこれまでとさせていただきたいと思います。国際交流基金におかれましては、本日の審議を踏まえて、事務局との間で鋭意調整を進めていただくようお願いいたします。

また、本日質問できなかった事項や確認したい事項がありましたら、委員の皆様は事務局にお寄せください。事務局から国際交流基金に送付いただきまして、次回の審議に回答いただけるよう調整をお願いしたいと思います。

なお、次回の開催につきましては、改めて事務局から御連絡をいたします。

それでは、本日の入札監理小委員会はこれで終了いたしたいと思います。

( 終 了 )